

ジャパンマイコンカーラリー大会運営規則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人全国工業高等学校長協会並びに北海道工業高等学校長会が主催し、ジャパンマイコンカーラリー実行委員会(以下、実行委員会という)が主管する大会の運営を円滑に行うことを目的とする。

(組 織)

第2条 本大会の運営組織は、実行委員会役員、事務局、運営委員をもって構成する。

- 2 実行委員長は、大会運営に関する業務を総括し、一切の権限を有する。
- 3 実行委員は、大会運営に関する業務を行い、競技上の責任を有する。
- 4 事務局は、大会参加募集・受付、開催日の調整および会場設営等の大会運営に関する庶務的・実務的業務を行う。
- 5 運営委員は、大会運営に関する業務を行い、競技上の責任は有しない。
- 6 審判長・審判員は、実行委員長が任命・委嘱する。
- 7 審判長は、審判員を代表し、審判員による審判団を形成する。
- 8 審判団は、競技ごとに主審・副審・コース横審判・誘導審判・レース前検査員を定め、競技規則に基づき競技の審判・進行の業務を行う。

(大会開催)

第3条 全国大会の開催は原則として年1回とし、開催日および開催場所は実行委員会が定める。

- 2 開催する部門は、「**Advanced Class**」と「**Basic Class**」の2部門に分けて行う。
- 3 地区大会は必要に応じて開催することができる。
- 4 地区大会の開催については、地区主管校と協議のうえ実行委員会が定め、その運営は地区大会運営団体に委嘱する。

(競技方法)

第4条 競技規則に定める規定のコース上を、接地しながら走行するものとする。

- 2 予選はタイムレースとし、決勝はトーナメントとする。

(参加マシン)

第5条 参加できるマシン(マイコンカー)は、競技規則に基づき、参加者自身が回路や車体を製作、プログラムを作成したマイコン組み込みカーとする。

- 2 参加者はマシンにカーネームを付け、参加申込時に登録を行うこと。ただし、登録は一名につき1台のみとし、複数台の登録はできない。

(参加資格)

第6条 **Advanced Class** の参加資格は、次のとおりとする。

高等学校、または特別支援学校の高等部に在籍し、各地区大会において代表権を獲得した者。

2 **Basic Class** の参加資格は、次のとおりとする。

(1) 高等学校、または特別支援学校の高等部に在籍し、各地区大会において代表権を獲得した者。ただし、1校1名とする。

(2) 大会参加年度の前年度以前に、~~JMC R実行委員会が主管、または後援する各大会各~~
地区大会、または各地区大会の出場を選考する大会に出場エントリーしたことの無い者。

(3) 今までに製作したマイコンカーが、Basic Class対象のみである者。

3 各部門における最大登録台数および地区代表人数については、実行委員会が定める。

(表彰)

第7条 地区別対抗団体戦の表彰は次の賞とする。

(1) 優勝 賞状 優勝旗またはそれに準ずる物

(2) 準優勝 賞状

(3) 第3位 賞状

2 **Advanced Class** 個人戦の表彰は次の賞とする。

(1) 優勝 賞状 盾またはそれに準ずる物

(2) 準優勝 賞状 盾またはそれに準ずる物

(3) 第3位 賞状 盾またはそれに準ずる物

(4) 第4位 賞状

3 **Basic Class** 個人戦の表彰は次の賞とする。

(1) 優勝 賞状 盾またはそれに準ずる物

(2) 準優勝 賞状 盾またはそれに準ずる物

(3) 第3位 賞状 盾またはそれに準ずる物

(4) 第4位 賞状

4 実行委員会は状況に応じて、表彰者を増やすことができる。

5 実行委員会は状況に応じて、審査委員特別賞を大会出場者の中から制定することができる。

(特別審査委員)

第8条 特別審査委員は、実行委員会が選考し実行委員長が委嘱する。

2 特別審査委員は、第7条5で制定された賞の審査を行う。

(補則)

第9条 大会の規模・内容等に特別の事情がある場合は、本大会運営規則の精神を損なわない限り、本規則によらないことができる。

(改 訂)

第10条 本規則の改訂は、実行委員会の決議による。

- 附 則 本規則は、平成10年12月 1日より施行する。
- 附 則 本規定は、平成13年 7月 3日より施行する。
- 附 則 本規定は、平成14年 2月21日より施行する。
- 附 則 本規定は、平成15年 2月26日より施行する。
- 附 則 本規定は、平成17年 2月22日より施行する。
- 附 則 本規定は、平成18年 5月31日より施行する。
- 附 則 本規定は、平成19年 2月26日より施行する。
- 附 則 本規定は、平成20年 6月 3日より施行する。
- 附 則 本規定は、平成21年 6月 2日より施行する。
- 附 則 本規定は、平成22年 2月25日より施行する。
- 附 則 本規定は、平成23年 2月25日より施行する。
- 附 則 本規定は、平成25年 2月19日より施行する。
- 附 則 本規定は、平成25年10月22日より施行する。
- 附 則 本規定は、平成26年 2月20日より施行する。**